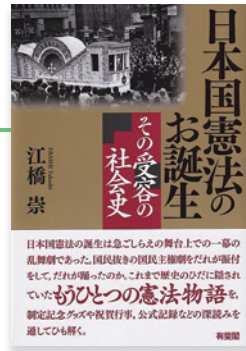


日本国憲法のお誕生

—その受容の社会史

江橋 崇

2020年11月発売 / 224頁 / 本体2200円+税
四六判 / 並製



編集担当者から 戦後、新しい憲法はたしかに歓迎されましたが、天皇主権から国民主権に180度転換した意義について、当初必ずしもよく理解されていたわけではありませんでした。本書は、公私の制定記念グッズや祝賀行事、関連史料などを深読みしながら、ちょっとコミカルに、そして温かいまなごしで、憲法が真に国民のものになるまでの世相を描きます。

各資料はリアルな姿をお伝えすべく、そのほとんどをカラーで掲載しています。読後は、憲法を見る目が少し変わっているかもしれません。(ST)

Point!



約80点の豊富な資料を掲載しています。

第2章 官民も記念品作り



「日本国憲法公布記念 銀杯」及び「未達木杯」(内閣発行)

銀杯は、白色の絹布に包まれ、縦横二〇ミリの桐の木箱に収納されていて、表面には金文字で「日本国憲法公布記念「銀杯」とある。どこにもそれが天皇から与えられたものであることを示す記載はない。その時々の天皇御の感覚からすると、大日本帝國憲法では主権者であった天皇が憲法改正を認めて新憲法を「発布」した記念品であるのに、「布」記念品とも「御下賜」とも刻むことができなかったのは本意であったことだろう。天皇をめぐる憲法体験は屈折している。

2 新憲法公布記念の「未達木杯」
なお、その後、日本国憲法制定にかかわった公務員には木製の木杯が配布された。表面面が赤漆で塗られたので、表面の中央に菊花の模様がありその中央に「憲」の文字がデザイン化して描かれている。この菊花の模様も、皇室の正規の「御紋章」とされている。表面の縁には、「日本国憲法公布記念」昭和二十一年十一月三日」と金文字で書かれている。黄色の絹布に包まれて、縦横二〇ミリの木箱に収納されている。箱は無地で、何も書かれていない。木杯なので造幣局製ではなく、底箱の内側に「日本国憲法」と朱色で書かれているのでこのデパートが制作、納入したものである。この木杯の制作、配布についての資料も乏しいが、国立公文書館からの関連の記録を見ると、内閣書記官長から宮内次官宛に御紋章使用の承諾を求める書類がある。また、議史の著作に「言」だけが職員に配布したと書かれている。